

令和5年度

第8回御船町議会定例会(2月会議)

議 案

令和6年2月8日(木)

令和5年度第8回御船町議会定例会（2月会議）議事日程

令和6年2月8日（木）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸報告
 - 1 諸般の報告
 - 2 行政報告
- 第 3 議案第53号 令和5年度御船町一般会計補正予算（第9号）について【別冊】
- 第 4 議案第54号 御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 第 6 陳情第3号 美術館及び図書館を含む芸術・文化・教育に資する施設整備について

議案第 5 4 号

御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
御船町手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 4 号）の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 6 年 2 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 1 2 年自治省令第 5 号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町手数料条例の一部を改正する条例

御船町手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条中第38号を第40号とし、第7号から第37号までを2号ずつ繰り下げ、同条第6号中「書類の閲覧」を「書類を閲覧」に改め、「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「書類に記載した事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「1,400円」を「1通につき1,400円」に改め、同号を同条第7号とする。

第2条中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第3号中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第55号

工事請負契約の締結について

上益城平坦地区広域営農団地農道保全対策工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和6年2月8日提出

御船町長 藤 木 正 幸

1 工 事 名

上益城平坦地区広域営農団地農道保全対策工事⑤

2 工事理由

広域農道(通称マミコウロード)の道路法面において、地質・土質調査の結果、岩盤の劣化や法面の押し出しが確認されたため、法面保護工を施工する。

3 工事場所 上益城郡御船町大字 滝尾 地内

4 契約金額 371,763,700円

5 契約の相手方

名 称 吉田・井本特定建設工事共同企業体

代表構成員 住 所 熊本市東区長嶺東 4-2-64

商 号 株式会社吉田工業

代表者 岸田健太郎

構 成 員 住 所 上益城郡御船町大字辺田見 985-1

商 号 有限会社井本土木建設

代表者 永田裕一

(提案理由)

工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第11号)第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。